

多面的機能支払交付金実施事務取扱要領

制定：平成27年（2015年）4月17日付け農設第 42号農政部長通知
改正：平成28年（2016年）4月18日付け農設第 58号農政部長通知
改正：平成29年（2017年）3月31日付け農設第462号農政部長通知
改正：平成29年（2017年）5月11日付け農設第124号農政部長通知
改正：令和元年（2019年）5月31日付け農設第128号農政部長通知
改正：令和2年（2020年）4月17日付け農設第55号農政部長通知
改正：令和3年（2021年）5月21日付け農設第132号農政部長通知

第1 趣旨

多面的機能支払交付金の実施事務手続については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年6月20日法律第78号。以下「法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この取扱要領に定めるところによる。

第2 促進計画

市町村長は、法第6条第4項に基づく協議を行うときは、実施要領で定める様式第2-13号に替わり、道様式第1号により、総合振興局長又は振興局長（以下、「総合振興局長等」という。）に依頼するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1により協議のあった促進計画案を確認の上、道様式第2号により、回答するものとする。
- 3 市町村長は、法第6条第5項に基づく促進計画の写しを送付するときは、道様式第3号により、総合振興局長等へ送付するものとする。
- 4 総合振興局又は振興局（以下、「総合振興局等」という。）は、市町村が作成した促進計画の写しを受領したときは、遅滞なくその写しを農村設計課に送付するものとする。
- 5 前4項の規定は、促進計画の変更について準用する。

第3 水田貯留機能強化計画

市町村長は実施要領第2の6の（1）に基づく協議を行うときは、実施要領で定める様式第2-17号に替わり、道様式第4号により、総合振興局長等に依頼するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1により協議のあった水田貯留機能強化計画案を確認の上、道様式第5号により、回答するものとする。
- 3 総合振興局等は、2により回答したときは、その写し及び1により協議のあった水田貯留機能強化計画案の写しを速やかに農村設計課へ送付するものとする。

第4 活動計画書の作成

対象組織は、実施要綱別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に定める活動計画において、実施要領で定める様式第1-3号に替わり、道様式第6号を作成するものとする。

- 2 資源向上活動（長寿命化）を実施しようとする対象組織のうち、多面的機能支払の実施

に関する基本方針（以下「基本方針」という。）4の（1）の②に該当する対象組織は、実施要綱別紙2の第5の4に定める長寿命化整備計画書を実施要領で定める様式1－4号に替わり道様式第7号を作成するものとする。

第5 事業計画の事前提出

対象組織の代表者は、実施要綱別紙1の第5の4及び別紙2の第5の5に定める事業計画の認定にあたって、事前に市町村長へ事業計画書（案）及び実施要綱別紙1の第5の4の（1）及び別紙2の第5の5の（1）に定める関係書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて提出するものとする。

- 2 市町村長は、1により提出のあった事業計画書等に第3の2の長寿命化整備計画書がある場合、内容を確認の上、適正と認めるときは、基本方針4の（1）の②に基づく確認を道様式第8号により、総合振興局長等に依頼するものとする。
- 3 総合振興局長等は、市町村長から2による依頼があった場合は、道様式第9号により確認の結果を通知するものとする。
- 4 対象組織の代表者は、1の事業計画書等の提出後に、交付金額や実施計画に変更が生じた場合には、事業計画書等を再提出するものとする。
- 5 市町村は、1により提出のあった事業計画書等を取りまとめ、長寿命化整備計画書がある場合は、3に基づく通知書の写しを添付した上で、北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）に送付するものとする。
- 6 道協議会は、市町村から送付のあった事業計画書等の記載内容を確認し、記載内容が適当な場合にはその旨を、また、記載内容に修正が必要な場合は修正箇所を明示し、確認結果を事業計画書等と併せて市町村に送付するものとする。長寿命化整備計画書がある場合は、技術的指導も併せて行うものとする。
- 7 市町村は、6の道協議会からの事業計画書等の内容の確認結果を対象組織に通知するとともに、対象組織へ事業計画書等について必要な指導・助言と長寿命化整備計画書がある場合は、技術的指導も併せて行うものとする。

第6 事業計画の提出

対象組織の代表者は、第5の7の市町村からの事業計画書等の内容の確認結果の通知を受け、実施要綱別紙1の第5の4及び別紙2の第5の5に定める事業計画の認定申請を行うものとする。

- 2 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、認定後の事業計画書等の写しを道協議会へ送付するものとする。

第7 事業計画の変更

実施要綱別紙1の第5の5及び別紙2の第5の6に定める事業計画の変更が生じた場合の手続きは、第4から第6と同様とする。

第8 活動の実施

対象組織は、実施要領第1の7の（2）及び第2の9の（3）で定める活動の記録において、実施要領で定める様式第1－6号に替わり、道様式第10号で記録するものとする。

- 2 対象組織は、実施要領第1の7の（3）ウ及び第2の9の（4）ウで定める金銭出納簿においては、実施要領で定める様式第1－7号に替わり、道様式第11号で作成するもの

とする。

第9 実施状況の報告

実施要綱別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)で定める市町村が行う実施状況の報告は、実施要領で定める様式第2-3号に替わり、道様式第12号を作成し、実施状況の内容を確認出来る書類とともに、当該事業を実施した翌年度の4月25日までに、道協議会を経由のうえ提出するものとする。

第10 自己評価・市町村評価の報告

市町村は、実施要領第1の9の(4)及び第2の12の(4)に基づき行う対象組織の自己評価及び市町村による評価の報告について、多面的機能支払交付金における活動組織の自己評価及び市町村による評価について(平成28年12月13日付け事務連絡農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長通知。以下「室長事務連絡」という。)で定める自己評価・市町村評価様式第2号を作成し、道協議会を経由のうえ提出するものとする。

2 室長事務連絡の別紙の第1の3の(1)の報告期日については、市町村評価を実施した翌年度の4月25日とする。

第11 返還の申出

対象組織は、実施要綱別紙1の第9及び別紙2の第9に基づき行う当該交付金の返還について、当該年度に生じた返還の申出を道様式第13号で作成の上、当該年度の3月末日までに市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、1により提出のあった返還の申出を取りまとめ、その写しを道様式第14号により、翌年度の4月末日までに総合振興局長等に送付するものとする。

3 総合振興局等は、市町村から返還申出書の写しを受領したときは、速やかに農村設計課へその写しを送付し、その後市町村に対し返還の手続きを行うものとする。

附則

1 この要領は、平成27年(2015年)4月17日から施行する。

2 この要領に定めるもののほか、多面的機能支払交付金の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則(平成28年(2016年)4月18日農設第58号)

この要領は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附則(平成29年(2017年)3月31日農設第462号)

1 この要領は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

2 第10で定めた返還の申し出の報告期日について、平成28年度に発生したものは当該年度に限り4月20日とする。

附則(平成29年(2017年)5月11日農設第124号)

この要領は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附則（令和元年（2019年）5月31日農設第128号）

この要領は、令和元年（2019年）4月1日から施行する。

附則（令和2年（2020年）4月17日農設第55号）

- 1 この要領は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、道様式第1号の活動計画書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく道様式第1号を活用することができる。

附則（令和3年（2021年）5月21日農設第132号）

- 1 この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和2年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。
- 3 令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、道様式第6号の活動計画書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく道様式第1号を活用することができる。
- 4 令和2年度までに対象組織から提出のあった返還の申出の取扱いについては、なお従前の例による。